

### 社会福祉協議会 嘱託職員を募集します

※お申込み・お問い合わせ先  
社会福祉協議会 ☎662・4361

- 職種・募集人員 一般事務(1名)
- 雇用期間 平成26年8月1日～平成27年3月31日(土・日曜日、祝祭日休み)
- 勤務時間 午前8時30分～午後5時15分(正午～午後1時は休憩)
- 勤務場所 保健福祉センター内
- 賃金 月150,000円(定額)(2km以上交通費支給有)
- 応募方法 市販の履歴書(家族欄があり写真付のもの)に必要事項を記入のうえ提出してください。
- 応募締切 7月22日(火) 正午
- 面接試験日 7月24日(木) 予定
- その他 社会保険、雇用保険に加入していただきます。

### 『はつらつ料理教室』 参加者募集

※お申込み・お問い合わせ先  
社会福祉協議会 ☎662・4361

- 日時 7月25日(金) 午前10時～午後1時
- 場所 保健福祉センター1・2階会議室
- 対象者 65歳以上の単身高齢者ほか

- 講師 中山町食生活改善推進員ほか
- 内容 料理教室の他に生活に役立つ講話もあります。
- 参加費 200円
- 持ち物 エプロン、頭にかぶるもの(三角巾)、筆記用具、参加費
- 定員 15名(定員超過の場合は抽選)
- 送迎 送迎を希望する方は一緒に申し込みください。
- 申込方法 7月18日(金)までに地区民生委員児童員または社会福祉協議会へ申込みください。

### 骨を丈夫にするために 『牛乳・乳製品を使った料理教室』参加者募集

※お申込み・お問い合わせ先  
健康福祉課健康づくりG ☎662・2836

- 日時 8月18日(月) 午前10時～午後1時頃
- 場所 保健福祉センター
- 内容 講話と調理実習
- 対象者 20歳以上の町内在住の方
- 参加費 200円
- 募集人数 20名程度
- 持ち物 筆記用具、三角巾(頭にかぶるもの)、エプロン

- 申込方法 7月30日(水)まで電話でお申込みください。

### お弁当宅配ボランティア ア募集

※お申込み・お問い合わせ先  
社会福祉協議会 ☎662・4361

- 調理困難な高齢者世帯に毎週火、金曜日に昼食お弁当を宅配します。(火、金曜日のどちらか一方でも構いません。)
- 利用者の体調など見守りもできるやりがいのあるボランティアです。
- 自家用車で10時30分頃から30～40分程度で宅配できる方を募集します。
- 別途ガソリン代(37円/km)を支給します。

### 無料法律相談所を開設 します

※お申込み・お問い合わせ先  
社会福祉協議会 ☎662・4361

- 日時 7月23日(水) 午後1時30分～午後4時
- 場所 保健福祉センター1・2階研修室
- 相談内容 財産・相続・土地・金銭・家族問題など
- 申込み 事前に電話予約が必要ですが、お気軽にご相談ください。

- その他 8月13日(水)の相談員による心配ごと相談所は休みます。

### 町民ゴルフ大会 参加者募集

※お申込み・お問い合わせ先  
中山町商工会 ☎662・2207  
総合体育館 ☎662・2300

- 日時 9月21日(日)《雨天決行》
- 会場 山形ゴルフ倶楽部(山辺町)
- 参加資格 町内在住者・町内事業所勤務者・中山町をこよなく愛する方
- 定員 80名(申込先着順)
- 参加費 1人3,000円(表彰式・懇親会・賞品代含む)
- プレー料
  - ▼一般1人キャディなし 8,500円(食事代別、プレー料・税込)
  - ▼一般1人キャディ付 10,500円(食事代別、プレー料・税込)
- 申込方法 総合体育館に準備してある申込用紙に必要事項を記入し、参加費を添えて総合体育館へ申し込みてください。(月曜日休館、4人1組での申込可)
- 申込締切 8月20日(水)
- ◆参加資格に違反が確認された場合は、その時点で失格とさせていただきます。

### 国民健康保険・後期高齢者医療制度に加入している方へ

## 限度額適用認定証の有効期限がせまっています！

国民健康保険または後期高齢者医療制度に加入している方で現在「限度額適用(・標準負担額減額)認定証」をお持ちの方は、有効期限が平成26年7月31日となっています。

8月以降も高額な医療を受診する予定のある方は、更新手続きを行ってください。

なお、新規交付の受付は、随時行っています。認定日は原則として申請された月の1日からです。

※「限度額適用認定証」とは、病院等医療機関の窓口に表示することで、医療費が高額になる場合でも、支払いが各医療機関単位で月の自己負担限度額までとなるものです。

	国民健康保険	後期高齢者医療制度
交付対象	・70歳未満の方 ・70～74歳であり、世帯主と国民健康保険加入者全員が町県民税非課税の方	・町県民税が非課税世帯の方
受付期間	8月中	7月中
必要な物	・交付を受けたい方の「被保険者証」 ・現在お持ちの「限度額適用(・標準負担額減額)認定証」 ・世帯主の印かん	

◆70歳未満の方について、平成27年1月診療分から所得区分及び自己負担限度額が見直される予定です。そのため、有効期限が平成26年12月31日となります。

※お問い合わせ先 住民税務課住民G(役場1階③番窓口) ☎662・2113

### 年に1度は 特定健診を受けましょう

国民健康保険に加入されている方で、今年度の特定健診の受診申込みがなかった方に、特定健診受診をお勧めする電話を差し上げています。

特定健診は自身の健康状態を確認し、生活習慣を振り返る大切な機会です。通院治療の方も対象となり、今からでも申込みが可能ですので、ぜひご検討ください。

\*特定健診とはメタボリックシンドロームに着目した健康診断で、メタボリックシンドロームを早期に発見し、該当者には生活習慣病を予防するための保健指導が行われます。

※勧奨についてのお問い合わせ  
住民税務課住民G ☎662・2113  
※特定健診のお申し込み  
健康福祉課健康づくりG ☎662・2836

### 医療証の更新手続きを お忘れなく！

㊦重度心身障がい(児)者医療証と㊧親子すこやか医療証の有効期限は毎年6月30日に満了し、更新手続きが必要となります。

医療証の更新がお済みでない方は、至急更新申請を行ってください。

- 受付場所 住民税務課③番窓口
- 受付時間 午前8時30分～正午、午後1時～午後5時15分(土・日曜日を除く)
- 必要なもの
  - ・現在お持ちの医療証
  - ・印かん(認印可)
  - ・該当者が加入する健康保険証
  - ・障がいの程度が確認できるもの(㊦のみ)(身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、障害年金の支払通知書(ハガキ)等)
  - ・特別な事由により就労が困難な場合の証明書類等(㊧で扶養者が就労していない場合)

※お問い合わせ先  
住民税務課住民G ☎662・2113